

わたしたちの町

推計人口による

人口	25,334人 (-242人)
男	11,682人 (-119人)
女	13,652人 (-123人)
世帯数	10,191世帯
転入	150人
転出	378人
出生	21人
死亡	35人
(平成18年4月1日現在)	

◆カヌー体験教室

参加者を募集します

文部科学省の「地域子ども教室推進事業」によるカヌー体験教室が開催されます。

現役国体選手、国体コーチなどから教えてもらえる教室として好評です。

○開催日 5月28日

○時間

午前9時～午後12時30分

○場所

さつま町神子龍舟祭の会場

○募集人員 20人

○対象者

小学1年～中学生まで

○参加料 100円(保険代)

○申込み締切 開催日の前日まで

○申込み先

湯田がらつば会

☎090-4485-0259

◆移動博物館がやってきます

県立博物館の展示物5,600点あまりが本町にやってきます。世界の珍しいカブトムシやクワガタの標本などの展示のほかに楽しい実験や星空観察なども行われますので、この機会にぜひご来場ください。

○開催期間

5月25日～5月28日

○開催場所

宮之城総合体育館

サブアリーナほか

○入場料 無料

○内容

世界の昆虫、県内の天然記念物、恐竜化石、鉱物、貝などを約5,600点展示

○その他

期間中に『楽しい実験』『星空観察会』『あなたもまちの学芸員(水生動物・植物・昆虫・岩石・化石)』などのイベントも予定されています。

○問い合わせ先

町教育委員会 文化課

☎1111内線2551



◆境界の立ち会い確認及び

道路工事施工承認申請

道路、河川などの公共用地と隣接している土地の宅地造成、埋め立てあるいは切下げ等を行う場合は、お互いに境界確認を行い双方協議のうえで境界を設定しなければなりません。

これは、お互いの財産保持と第3者に対しての公的証明にもなります。

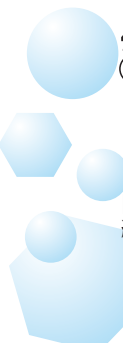
また、公共用地と隣接する農地の埋め立て、あるいは切下げなどの形状変更がある場合は、許可条件として境界確認、施工形態によっては道路工事施工承認申請が必要となります。

道路用地などと隣接する土地の埋め立てなどをされる場合は、必ず公共用地境界確定申請書を提出してください。なお、詳細については左記に問い合わせください。

○問い合わせ先

建設課道路維持係

☎1111内線2254



町民税の非課税限度額見直し

4月号で町民税に係る主な税制改正をお知らせしましたが、平成18年度の税制改正に伴い、町民税の非課税限度額も次のように見直されました。なお、本改正については平成18年4月1日より施行されています。

(1) 所得割の非課税限度額

合計所得金額が下記でもとめた金額以下の場合、所得割は課税されません。

$$\text{所得金額} \leq 35 \text{万円} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{本人, 控除対象配偶者} \\ \text{及び扶養親族の合計数} \end{array} \right\} + \begin{array}{l} \text{※今回改正点} \\ \text{加算額 32万円} \\ \text{(現行 35万円)} \end{array}$$

※ただし、控除対象配偶者及び扶養親族がいない場合は32万円を加算しない。

(2) 均等割の非課税限度額

合計所得金額が下記でもとめた金額以下の場合、均等割はかかりません。

$$\text{所得金額} \leq 28 \text{万円} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{本人, 控除対象配偶者} \\ \text{及び扶養親族の合計数} \end{array} \right\} + \begin{array}{l} \text{※今回改正点} \\ \text{加算額 16万円8千円} \\ \text{(現行 17万円6千円)} \end{array}$$

※ただし、控除対象配偶者及び扶養親族がいない場合は16万円8千円を加算しない。

○問い合わせ先 税務課町民税係 ☎53-1111 内線2111